

# 月刊基金

Monthly KIKIN 第60巻 第6号

6

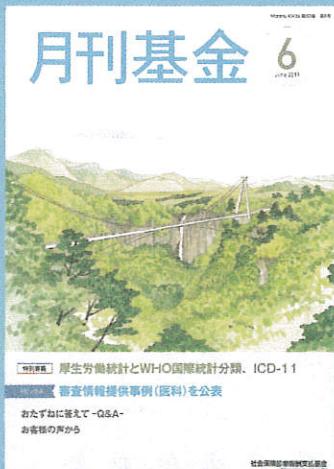
JUNE 2019

## 社会保険診療報酬支払基金 基本理念

### 私たちの使命

私たちは、国民の皆様に信頼される専門機関として、診療報酬の「適正な審査」と「迅速な支払」を通じ、国民の皆様にとって大切な医療保険制度を支えます。

### 今月の表紙



九重“夢”大吊橋（大分県）  
表紙イラスト 永吉秀司

日本一高い歩行者専用吊橋として知られ、その高さは173m、長さは390m。橋の上からは、日本の滝百選に選ばれた名瀑「震動の滝」や九重連山を眺めることができます。足下にはモミやツガ、カツラなどの原生林が広がり、新緑と紅葉の名所として名高い「九酔渓」の景観も楽しめます。

## CONTENTS

### 特別寄稿

## 2 厚生労働統計と WHO国際統計分類、ICD-11



厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付参事官付  
保健統計室 国際分類情報管理室 室長

森 桂

### ネットワーク

## 5 安全・安心で質の高い健康・医療に 貢献する画像医療システム

一般社団法人日本画像医療システム工業会 会長 新延 晶雄

### トピックス

## 6 審査情報提供事例（医科）を公表

医学のはなし 知っておきたい病気の豆知識 連載119回

## 7 消化器内視鏡治療 おなかを切らずに、ここまでできる！

かごしま高岡病院（鹿児島県）副院長 松元 淳

## 8 おたずねに答えて - Q & A -

## 10 お客様の声から

## 14 平成30年度診療報酬改定の解説

## 16 保険請求の基礎知識

### 21 クローズアップ～支払基金の職員を紹介します～

## 小規模支部のメリットを活かして 業務全般にわたりレベルアップ

島根支部審査業務第2課 審査業務第3係長 高橋 和美

## 22 医療保険等の動き マンスリーノート

## 24 支払基金における審査状況（平成31年2月審査分）

## 26 医療費の動向 診療報酬等確定状況（平成31年2月診療分）

## 28 支払基金が受託している医療費助成に係る事業内容の更新

## 29 インフォメーション

# 保険請求の基礎 知識

時間外緊急院内検査加算（外来迅速検体検査加算又は時間外緊急院内画像診断加算を含む。）を算定した場合の「摘要」欄への「記載事項」については、平成30年3月26日付け厚生労働省通知保医発0326第5号「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について（以下「診療報酬請求書等の記載要領」という。）の別表Iに示されています。

【通知 平成30年3月26日付け厚生労働省通知保医発0326第5号】

別表I 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（医科）（抜粋）

項目番号	区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言
201	D	時間外緊急院内検査加算	検査開始日時を記載すること。 (引き続き入院した場合) 引き続き入院した場合である旨を記載すること。		—
				820100129	引き続き入院
202	D	外来迅速検体検査加算	(外来診療料を算定した場合であって、当該診療料に包括される検査のみに対して当該加算を算定した場合) 当該加算を算定した日に行なった検体検査の項目名を記載すること。 (引き続き入院した場合) 引き続き入院した場合である旨を記載すること。		—
				820100129	引き続き入院
260	E	時間外緊急院内画像診断加算	撮影開始日時を記載すること。 (引き続き入院した場合) 引き続き入院した場合である旨を記載すること。	820100129	引き続き入院

※「記載事項」欄における括弧書きは、該当する場合に記載する事項であること。

※「記載事項」欄の記載事項は、特に記載している場合を除き、「摘要」欄へ記載するものであること。

【通知 平成30年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第1号】

別添1（抜粋）

## 医科診療報酬点数表に関する事項

### 第1章 基本診療料

#### 第3部 検査

##### 第1節 検体検査料

###### 第1款 検体検査実施料

通則1 入院中の患者以外の患者について、緊急のために、保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、当該保険医療機関内において検体検査を行なった場合は、時間外緊急院内検査加算として、第1款の各区分の所定点数に1日につき200点を所定点数に加算する。ただし、この場合において、同一日に第3号の加算は別に算定できない。

(1)～(3) (略)

(4) 現に入院中の患者については算定できない。ただし、時間外、休日又は深夜に外来を受診した患者に対し、検体検査の結果、入院の必要性を認めて、引き続き入院となつた場合は、この限りではない。

通則2 (略)

通則3 入院中の患者以外の患者に対して実施した検体検査であって、別に厚生労働大臣が定めるものの結果について、検査実施日のう

ちに説明した上で文書により情報を提供し、当該検査の結果に基づく診療が行われた場合に、5項目を限度として、外来迅速検体検査加算として、第1節第1款の各区分に掲げる検体検査実施料の各項目の所定点数にそれぞれ10点を加算する。

(1)～(4) (略)

(5) 現に入院中の患者については算定できない。ただし、外来を受診した患者に対し、迅速に実施した検体検査の結果、入院の必要性を認めて、引き続き入院となつた場合は、この限りではない。

#### 第4部 画像診断

##### 通則1～2 (略)

3 入院中の患者について、緊急のために、保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、当該保険医療機関内において撮影及び画像診断を行なった場合は、時間外緊急院内画像診断加算として、1日につき110点を所定点数に加算する。

(1)～(3) (略)

(4) 入院中の患者には当該加算は算定できない。ただし、時間外、休日又は深夜に外来を受診した患者に対し、画像診断の結果入院の必要性を認めて、引き続き入院となつた場合はこの限りではない。

本事例については、時間外緊急院内検査加算が算定されています。

当該加算を算定した場合は、診療報酬請求書等の記載要領の別表I〔項目番号201〕に示されているとおり、「検査開始日時」及び外来に引き続き入院した場合においては「引き続き入院」との記載が「摘要」欄に必要となります。電子レセプトによる請求を行う場合、別表Iにおいてレセプト電算処理システム用コードが記載された項目については、平成30年10月診療（調剤）分以降、該当するコードを選択の上、請求することとなりますので併せてご留意ください。

また、「引き続き入院」の記載については、外来迅速検体検査加算又は時間外緊急院内画像診断加算を算定した場合についても、外来に引き続き入院した場合においては、診療報酬請求書等の記載要領の別表I〔項目番号202〕〔項目番号260〕に示されているとおり、「摘要」欄への記載が必要となりますので、ご留意ください。

今回は①「時間外緊急院内検査加算（外来迅速検体検査加算又は時間外緊急院内画像診断加算を含む。）を算定した場合の「摘要」欄への「記載事項」について」②「う蝕処置の算定について」③「歯周基本治療処置の算定について」④「「屯服薬」での「嚥下困難者用製剤加算」の算定について」を掲載します。

診療報酬明細書 (医科入院)					
令和1年5月分 県番: 医科 1 社保 1 単独 1 本入					
—	—	—	—	—	—
公負①	公受①	公負②	公受②		
区分 氏名 2女 4昭 27.03.23 生				特記事項	
職務上の事由				保険医療機関の所在地及び名称	
(1) 高血圧性緊急症(主) (2) 脳血管障害の疑い (3) 糖尿病				診療開始日	2日
1 1 初診	1回	762	公費分点数	(11)	* 初診料 深夜加算(初診) 762 × 1
1 3 医学管理				(60)	* 糖試験紙法(血) 11 × 1
1 4 在宅					* ECG12 130 × 1
2 1 内服	單				* 生化学的検査(1)判断料 144 × 1
2 0 2 届	單				* 検体検査管理料(2) 100 × 1
2 3 外用	單				* 時間外緊急院内検査加算 200 × 1
2 4 調剤	日				* 05月17日23時10分 ※1
2 6 麻毒	日				* 05月17日23時10分 ※2
2 7 調基					
3 0 皮下筋肉内	回				
3 2 静脈内	回				
3 3 その他	回				
4 0 処置薬	回				
5 0 手術・麻酔薬	回				
6 0 検査病理薬	5回	585			
7 0 画像診断薬	回				
8 0 その他薬	回				
9 0 入院	令和1年5月17日 90入院基本料・加算 2,437 × 1日 1,827 × 1日 × 日	2,437 1,827 ×			
9.2 特定入院料・その他				※ 高額療養費 97 基準食事特別生活環境 円×回 円×回 円×日 円×回	※ 公①点 ※公②点
保険料の公給付	請求点 5,611	※決定期点	負担金額円 食事・寝 生活① 生活②	請求求円 回 回 回 回	※決定期円 標準負担額円

## 事例1 医科

時間外緊急院内検査加算（外来迅速検体検査又は時間外緊急院内画像診断加算を含む。）を算定した場合の「摘要」欄への「記載事項」について

時間外緊急院内検査加算（外来迅速検体検査又は時間外緊急院内画像診断加算を含む。）を算定した場合の「摘要」欄への「記載事項」について

## 事例② 歯科

う歫処置の算定について

診療報酬明細書											
(歯科) 令和 1 年 6 月分											
都道府県番号 医療機関コード											
3 ①社・固 3 後期 ①単独 2 本外 8 高外一 歯科 2 公費 4 退職 3 3併 6 家外 0 高外7											
保険者番号											
被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号											
氏名 2女 4平 11・4・29 生 職務上の事由											
特記事項 届出 ①初診											
保険医療機関の所在地及び名称											
診療開始日 1年 6月 10 日 診療日数 1日(日)											
転居 治癒 死亡 中止											
4 C											
傷病名部位											
診療開始日 1年 6月 27 日 診療実日数 1日(日)											
転居 治癒 死亡 中止											
初診 237 時間外 休日 深夜 乳・時間外 乳・休日 乳・深夜 特殊 特進 特殊 特進 特殊 外来環 23 260 点											
再診 × 時間外 × 休日 × 深夜 × 乳 × 乳・時間外 × 乳・休日 × 乳・深夜 × 特殊 × 再外来環 ×											
管理・リハ 齧管 100+ + + + 管 80 P画像 × × その他											
投薬・注射 内外注 調 × × 处方 × + × 情 × + × 处理 × + × 注 × ×											
X線検査 全頸 枝 色調 × P混検 × P部検 × 基本 × 精密 × その他											
標 × × S培 × 頭運動 × 本 × × 検 × × その他											
バ × × EMR × × × × 検 × × その他											
う歫 × 保護処置 × × × 塗塞 × × 知覚過敏 × × 収調 ×											
抜 × 感 × 根 × 根 × 加 × 生 × × × × F局											
抜 × 抜 × 根 × 根 × 加 × 生 × × × × T.cond ×											
詰 × 詰 × 貼 × 貼 × 充 × 充 × × × × 68											
S.C × + × × + × SRP 前 × 小 × 大 × 前 × 小 × 大 × D 0											
PCur 前 × 小 × 大 × 前 × 小 × 大 × SPT(I) SPT(II) P処 × P基処 -10 -10											
拔歛 乳 × 前 × + × 白 × + × 塗 × + × 切開 ×											
その他の手術											
麻酔 伝麻 × 浸麻 × その他											
補助 × × × × × × × × × × × ×											
前C × × × × × × × × × × × ×											
生金冠形成 単冠 × × × × × × × × × × × ×											
金冠形成 単冠 × × × × × × × × × × × ×											
乳 × × × × × × × × × × × ×											
前接 × + × × × × × × × × × ×											
生金冠形成 単冠 × × × × × × × × × × × ×											
支台印鑑 32×1 支台築造 メタル 前小 × 六 × その他 前小 × 大 × 修形 × 充形 × + ×											
金属乳前小銀 × × × × × × × × × × × ×											
公費分請求 点数 決定 点合計 -518 点											
患者負担額(公費) 円 決定 ※ 508 点											
高額療養費 ※ 円 一部負担額割(円) 円 金額 免除・支払猶予											
摘要											
公費分請求 点数 決定 点合計 -410 点											
患者負担額(公費) 円 決定 ※ 392 点											
高額療養費 ※ 円 一部負担額割(円) 円 金額 免除・支払猶予											

## 事例③ 歯科

歯周基本治療処置の算定について

診療報酬明細書											
(歯科) 令和 1 年 6 月分											
都道府県番号 医療機関コード											
3 ①社・固 3 後期 ①単独 2 本外 8 高外一 歯科 2 公費 4 退職 3 3併 6 家外 0 高外7											
保険者番号											
被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号											
氏名 2女 4平 13・6・26 生 職務上の事由											
特記事項 届出 ①初診											
保険医療機関の所在地及び名称											
診療開始日 1年 6月 10 日 診療日数 1日(日)											
転居 治癒 死亡 中止											
傷病名部位											
診療開始日 1年 6月 27 日 診療実日数 1日(日)											
転居 治癒 死亡 中止											
初診 237 時間外 休日 深夜 乳・時間外 乳・休日 乳・深夜 特殊 特進 特殊 特進 特殊 外来環 23 260 点											
再診 × 時間外 × 休日 × 深夜 × 乳 × 乳・時間外 × 乳・休日 × 乳・深夜 × 特殊 × 再外来環 ×											
管理・リハ 齧管 100+ + + + 管 80 P画像 × × その他											
投薬・注射 内外注 調 × × 处方 × + × 情 × + × 处理 × + × 注 × ×											
X線検査 全頸 枝 色調 × P混検 × P部検 × 基本 × 精密 × その他											
標 × × S培 × 頭運動 × 本 × × 検 × × その他											
バ × × EMR × × × × 検 × × その他											
う歫 × 保護処置 × × × 塗塞 × × 知覚過敏 × × 収調 ×											
抜 × 感 × 根 × 根 × 加 × 生 × × × × F局											
抜 × 抜 × 根 × 根 × 加 × 生 × × × × T.cond ×											
詰 × 詰 × 貼 × 貼 × 充 × 充 × × × × 68											
S.C × + × × + × SRP 前 × 小 × 大 × 前 × 小 × 大 × D 0											
PCur 前 × 小 × 大 × 前 × 小 × 大 × SPT(I) SPT(II) P処 × P基処 -10 -10											
拔歛 乳 × 前 × + × 白 × + × 塗 × + × 切開 ×											
その他の手術											
麻酔 伝麻 × 浸麻 × その他											
補助 × × × × × × × × × × × ×											
前C × × × × × × × × × × × ×											
生金冠形成 単冠 × × × × × × × × × × × ×											
金冠形成 単冠 × × × × × × × × × × × ×											
乳 × × × × × × × × × × × ×											
前接 × + × × × × × × × × × ×											
生金冠形成 単冠 × × × × × × × × × × × ×											
支台印鑑 32×1 支台築造 メタル 前小 × 六 × その他 前小 × 大 × 修形 × 充形 × + ×											
金属乳前小銀 × × × × × × × × × × × ×											
公費分請求 点数 決定 点合計 -518 点											
患者負担額(公費) 円 決定 ※ 508 点											
高額療養費 ※ 円 一部負担額割(円) 円 金額 免除・支払猶予											
摘要											
公費分請求 点数 決定 点合計 -410 点											
患者負担額(公費) 円 決定 ※ 392 点											
高額療養費 ※ 円 一部負担額割(円) 円 金額 免除・支払猶予											

歯周基本治療処置の算定については、平成30年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第1号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」において、次のように示されています。

### 【通知 平成30年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第1号】

#### 別添2 歯科診療報酬点数表に関する事項

##### 第2章 特掲診療料

###### 第8部 処置

###### 第1節 処置料

###### I011-3 歯周基本治療処置

歯周基本治療処置とは、歯周疾患において、

歯周基本治療を行った部位に対して、歯周疾患の症状の改善を目的として、薬剤による歯周ポケット内洗浄等の処置(区分番号I010に掲げる歯周疾患処置を除く。)をいう。この場合において、1口腔につき月1回に限り算定し、使用した薬剤名を診療録に記載する。

本事例については、歯周疾患以外で歯周基本治療処置が算定されています。平成30年3月5日付け保医発0305第1号の通知に、「歯周基本治療処置とは、歯周疾患において、歯周基本治療を行った部位に対して、歯周疾患の症状の改善を目的として、薬剤による歯周ポケット内洗浄等の処置(区分番号I010に掲げる歯周疾患処置を除く。)をいう。(略)」と示されていることから、歯周基本治療処置は算定できませんので、ご留意ください。

う歫処置の算定については、平成30年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第1号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」において、次のように示されています。

### 【通知 平成30年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第1号】

#### 別添2

##### 歯科診療報酬点数表に関する事項

##### 第2章 特掲診療料

###### 第8部 処置

###### 第1節 処置料

#### I000 う歫処置

(4) 分区番号M002に掲げる支台築造又は区分番号M002-2に掲げる支台築造印象と同日に行なうう歫処置の費用は、それぞれの所定点数に含まれ、別に算定できない。

本事例については、支台築造印象と同日にう歫処置が算定されています。平成30年3月5日付け保医発0305第1号の通知に、「区分番号M002に掲げる支台築造又は区分番号M002-2に掲げる支台築造印象と同日に行なうう歫処置の費用は、それぞれの所定点数に含まれ、別に算定できない。」と示されていることから、う歫処置は算定できませんので、ご留意ください。

事例①  
調剤

「屯服薬」での「嚥下困難者用製剤加算」の  
算定について

調剤報酬明細書		令和1年5月分		都道府県番号	薬局コード	4調剤 1社保 1単独 4六外					
-	-	-	-								
公費①		公費①		保険							
公費②		公費②		記号・番号							
氏名 1男 4平 27. 8. 16 生				特記事項	保険薬局の所在地及び名称						
職務上の事由 保険在医地原及び開名の件				1 基金 太郎	6	保険	1回				
				2	7	支	回				
				3	8	村	回				
				4	9	町	回				
				5	10	公費①					
						公費②					
黒番 番号		××	点数表 番号	1 医療機関コード	***. ***. *.	処方箋					
医師番号		処方月日	調剤月日	医薬品名・規格・用量・剂形・用法		調剤料	調剤報酬点数		公費分点数		
1		5・9	5・9	【屯服】 ○○錠 (1回用量: 2錠)		2錠	数量 点	調剤料 点	薬剤科 点	加算料 点	点
				省略							
保険		請求点数 425		審決定期点		一部負担金 円	調剤基本料 点	時間外等加算 点	薬学管理料 点		
公費①							基A 41		葉C 1	53	
公費②											

嚥下困難者用製剤加算については、平成30年3月5日付け厚生労働省告示第43号「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」の別表第三及び平成16年3月30日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「疑義解釈資料の送付について」において、次のとおり示されています。

**【告示 平成30年3月5日付け厚生労働省告示第43号】**

**別表第三**

**調剤報酬点数表**

**第1節 調剤技術料**

**01 調剤料**

1 内服薬（浸煎薬及び湯薬を除く。（1剤につき））

イ 略

ロ 略

ハ 略

ニ 略

**注1 略**

**注2** 嚥下困難者に係る調剤について、当該患者の心身の特性に応じた剤形に製剤して調剤した場合は、嚥下困難者用製剤加算として、80点を所定点数に加算する。

**注3 略**

**2 屯服薬**

**注 略**

**【平成16年3月30日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「疑義解釈資料の送付について】**

**1 調剤報酬点数表**

**第1節 調剤技術料**

(4) 嚥下困難者用製剤加算

(問5) 嚥下困難者用製剤加算は、屯服薬の場合は算定できないのか。

(答) 算定できない。

本事例については、嚥下困難者用製剤加算が、屯服薬で算定されています。嚥下困難者用製剤加算については、内服薬の告示注2に「嚥下困難者用製剤加算として、80点を所定点数に加算する」と示されていますが、屯服薬には本加算の規定がありません。また、平成16年3月30日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡に、屯服薬の場合は「算定できない」と示されています。

以上のことから、屯服薬での嚥下困難者用製剤加算は算定できませんので、ご留意ください。